

○財務省告示第八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成三十年十二月十九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年一月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記

利付国庫債券（二十年）（第一百六十六回）

二 発行の根拠

の法律及びその
十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百一号）第三条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第

三 振替法の適

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その

四 発行方法

振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格

ハ					ロ					イ					ハ					ロ																																																																																												
争入札発	非価格競	者第Ⅱ	特参加	国債市場	行	争入札発	非価格競	者第Ⅰ	特参加	国債市場	行	争入札発	非価格競	者第Ⅱ	特参加	国債市場	行	争入札発	非価格競	者第Ⅰ	特参加	国債市場	行	争入札発	非価格競	者第Ⅱ	特参加	国債市場	行	争入札発	非価格競	者第Ⅰ	特参加	国債市場	行																																																																													
千二百五十六億二千六百十万円						円 千九百六十六億五千六百四十万						八千三百三億九千五十万円						で千二百二十二億円						た利付国債について、額面金額						条第一項の規定に基づき発行し						特別会計に関する法律第四十七						円						いて、額面金額で千九百十三億						に基き発行した利付国債に						関する法律第三十一条の規定						財運営に必要なる財源の確保を						七十四億五千四十万円						付国債に付、額面金額で						一、項の規定に基づき発行した利						会計に関する法律第四十七条第						八億六千七百四十五万、特別						ては、額面金額で二千九百四十						基き発行した利付国債について				

十四	十三	十一	九	八
初期 利子	の経利入 払過札格 込利発競 み子率行 争非者	入価・別債 札格第参市 競II加場 争非者特 I加	振替 単 位	最 低 額 面 金
平成一十一年三月十日を 期とし、次の算式により算 した金額を支払 $\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.7}{100} \times \frac{90}{365}$	年〇・七パーセントは、 募入決定の通知を受けた者 払込金額に追加し、算式によ り算出した金額を第二十号規 定する。期日に払い込むもの とす。	額面金額百円につき百二十 五銭以上のそれぞれの応募価 格	平成三十年十二月十九日 する。整数倍の金額による の記載又は記録は、最低額 の記載又は記録は、最低額 の記載又は記録は、最低額 の記載又は記録は、最低額	五 万 円

十五
 第二期以後の利子
 償還期限
 償還金額
 元利支
 払場所
 入札参加
 者
 払込期日

毎
 年
 三
 月
 二
 十
 日
 及
 び
 九
 月
 二
 十
 日
 を
 支
 払
 期
 と
 し
 、
 各
 支
 払
 期
 に
 お
 い
 て
 、
 そ
 の
 日
 以
 前
 六
 月
 間
 に
 属
 す
 る
 利
 子
 を
 支
 払
 う
 。
 平
 成
 五
 十
 年
 九
 月
 二
 十
 日
 額
 面
 金
 額
 百
 円
 に
 つ
 き
 百
 円
 日
 本
 銀
 行
 財
 務
 大
 臣
 か
 ら
 通
 知
 を
 受
 け
 た
 者
 平
 成
 三
 十
 年
 十
 二
 月
 十
 九
 日

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{償還金額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$